

各 位

会 社 名 焼津水産化学工業株式会社 代表者名 代表取締役社長 山本 和広コード番号 2812 (東証1部) 問合せ先 経営企画部長石川 眞理子 T E L 054-202-6030

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改訂に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 17 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改訂することを決議いたしましたので、下記のとおり改訂後の内容をお知らせいたします。(※変更箇所には、下線____を付しています。)

記

- 1. <u>当社及び子会社の</u>取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制 (会社法 362 条第 4 項第 6 号、会社法施行規則第 100 条第 1 項第 4 号、同 5 号)
 - (1) 当社グループ全体に係る「企業倫理規範」を整備し、代表取締役社長が率先垂範するとともに、繰り返しその精神を役職員・使用人に伝えることにより、法令遵守および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
 - (2) 代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置して、当社グループ全体のコンプライアンス体制に係る規程の改廃およびコンプライアンス体制上の重要な問題を審議し、その結果を取締役会に付議・報告する。規定されたコンプライアンス体制は、経営企画部が事務局となって運営・管理する。
 - (3) 「企業倫理規範」に則り、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体などに対して、 一切の関係を遮断し不当な要求には断固として拒否する。
 - (4) 法令・定款違反行為が発覚した場合の対応については、リスク・コンプライアンス事務局が速やかに社内外への対応を行うための規定に基づいて実施し、当該取締役・使用人に対する具体的な処分については、「就業規則」の定めによる。
 - (5) 財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制評価の基本方針」を定めるとともに財務報告委員会を設置して、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築、維持および向上を図る。
- 2. <u>当社及び子会社の</u>取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する<u>体制</u>(会社法施行規則第 100条第1項第1号、同5号)
 - (1) <u>当社及び子会社の</u>取締役の職務遂行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。<u>当</u> 社及び子会社の取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
 - (2) 「情報管理規程」に則って、保存した情報を管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 (会社法施行規則第100条第1項第2項、同5号)

- (1) 当社グループのリスク管理体制を「リスク・コンプライアンス管理規程」に定め、管理状況をリスク・コンプライアンス委員会に報告・運用する。
- (2) 品質に係るリスクについては、「クレーム処理規程」に則って品質不良に対する再発防止策の実施等により管理を行うとともに、ISO9001の継続による経営管理システムの向上を図る。
- (3) 災害に係るリスクについては、「緊急時の基本的行動指針」及び「地震・津波対策マニュアル」を制定し、経営統括本部を全社横断的な統括責任部署としています。
- (4) 情報セキュリティに係るリスクについては、「情報管理規程」「情報システム管理規程」に則り、 人的、技術的、物理的対策を整備するとともに、経営統括本部が全社横断的な統括管理を行う。
- (5) その他のリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定め、対処するものとし、緊急を要する事態が発生した際には、「不祥事件発生時の対応規定」「地震対策マニュアル」「緊急対応マニュアル」に則って、速やかに全社横断的な対応を実施する。

4. <u>当社及び子会社の</u>取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 (<u>会社法 362</u> 条 4項 6号)

- (1) 「職務権限規程」に則り、会社の権限分配・意思決定ルールに基づく効率的な業務を確保する。
- (2) <u>当社及び子会社の</u>取締役を構成員とする経営会議を設置し、月次業績のレビューと改善策の実施などを審議し、迅速に推進する。
- (3) <u>当社の</u>取締役会による中期経営計画の承認、中期経営計画に基づく年次、事業部門毎の業務計画 と予算の設定に基づき、<u>当社の</u>取締役会にて3ヵ月毎に計画の進捗報告を実施する。
- (4) I R担当取締役を設け、適切な適時情報開示と IR 説明会の推進により、適正な会社情報の公表により社内外への理解を得ることを徹底する。

5. **当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**(会社法 362条 4項 6号)

- (1) 当社およびグループ会社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制 に関する担当部署を設けるとともに、グループ各社の事業に関して監督する取締役を任命し、定期的に業況報告を受ける。
- (2) これらの運用を明文化するために制定した「子会社管理規程」に則して管理運用する。なお、法令遵守については、グループ全体のコンプライアンス体制にて管理する。

6. <u>当社及び子会社の</u>監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、ならびにその使用人の<u>当社及び子会社の</u>取締役からの独立性に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第1号、同2号)

- (1) 現在、<u>当社及び子会社の</u>監査役の職務を補助すべき使用人は設けていないが、内部監査室との適切な連携によって、実効的な監査役監査を補完するものとする。
- (2) <u>当社及び子会社の</u>監査役は、特定の業務における監査において、代表取締役社長および当該業務の所管取締役の承認を得て、内部監査室または当該部署の職員を指名するとともに、合理的な範囲で監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、<u>当社及び子会社の</u>監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関しては代表取締役社長および当該部署の所管取締役等の指示命令に優先することを徹底する。

- 7. <u>当社及び子会社の</u>取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役会への報告に 関する体制(会社法施行規則第100条第3項第3号)
 - (1) <u>当社及び子会社の</u>取締役または使用人は、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な 影響を及ぼす事案が生じた場合は、速やかに当社及び子会社の監査役に報告することを徹底する。
 - (2) 報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役と監査役との協議により決定する。
- 8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制 (会社法施行規則第 100 条第 3 項第 4 号)
 - (1) <u>当社及び子会社の</u>監査役と代表取締役社長および各取締役は、必要に応じ、会社が対処すべき課題、会社をとりまくリスクの他、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。
 - (2) 監査役は、内部監査室の実施する内部監査の計画について協議に加わることができるものとし、 内部監査室は、内部監査結果の報告等監査役との連携に努めるものとする。

以上